

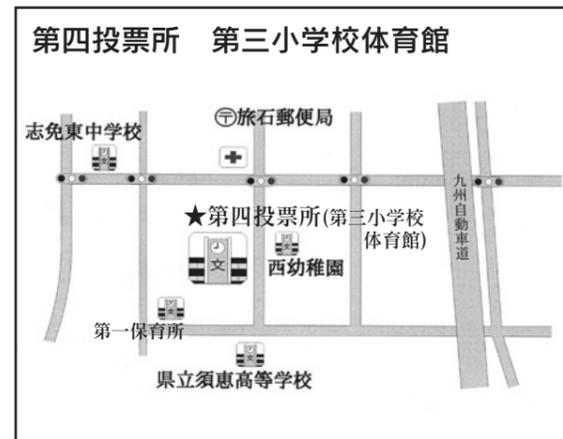
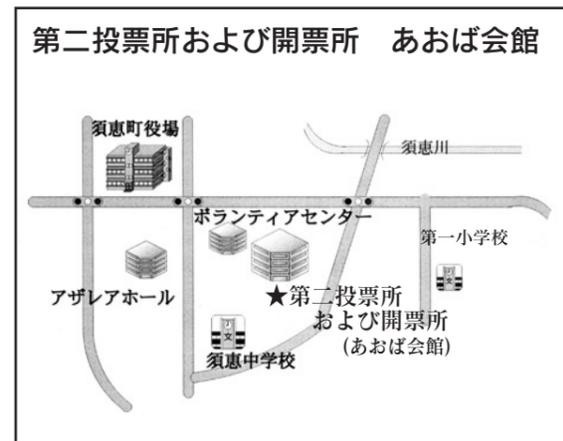
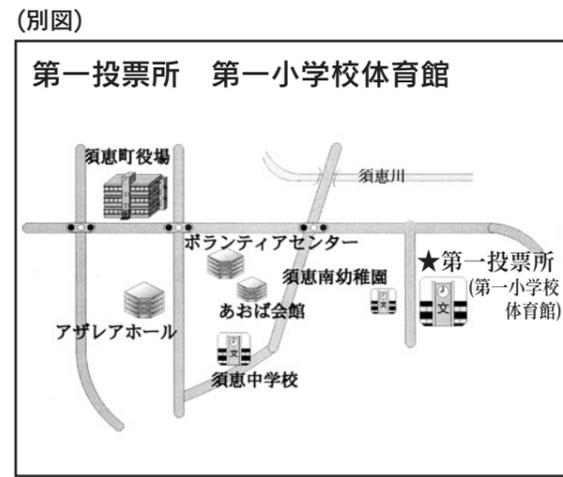
4月23日(日)は

町長選挙および町議会議員補欠選挙の投票日です

- ▼投票できる人は
 - ①日本国民であること
 - ②年齢要件 平成18年4月23日現在で、満20歳以上の人(昭和61年4月24日までに生まれた人)。
 - ③転入要件 平成18年1月17日までに転入届をして、引き続いて住民基本台帳に記載されている人。
- 以上の要件を満たす人で、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

- ▼投票時間 午前7時～午後8時
- ▼期日前投票・不在者投票日時 4月19日(水)～4月22日(土)午前8時30分～午後8時
- ▼期日前投票・不在者投票場所 須恵町選挙管理委員会事務局(役場3階)
- ▼問合せ先 須恵町選挙管理委員会事務局
☎932・1151

投票区	第一投票区	第二投票区	第三投票区	第四投票区
会場	第一小学校 体育館	あおば会館	第二小学校 体育館	第三小学校 体育館
行政区	佐谷 須米 上南川 川子	新原 大島 須一番	甲植 乙長 城藤 木礼山 浦石	山の 西旭 原ケ 丘恵 西穂



平成18年度は 評価替えの年です

こちらは 税務課 賦課係 です

平成18年度は、固定資産税の資産の価格を改定する評価替えの基準年度です。その価格などは、土地・家屋をお持ちの人が縦覧・えつ覧できるように、税務課で窓口を設けています(縦覧の期間は、土曜・日曜・祝日を除く4月から5月末までです)。また、5月中旬には、税額などを記載した納税通知書を納税義務者へ郵送します。固定資産の評価替えについては、次のとおりです。

固定資産の評価替えとは何ですか？

固定資産税は、固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。ですから、本来であれば毎年度評価替えを行い、これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが、納税者間における税負担の公平に資することになりますが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能であることや、課税事務の簡素化を図り徴税コストを最小に抑える必要もあることなどから、土地と家屋については原則として3年間評価額を据え置く制度、換言すれば、3年毎に評価額を見直す制度がとられているところです。

この意味から、評価替えは、この間における資産価格の変動に対応し、評価額を適正な均衡のとれた価格に見直す作業であるといえます。

なお、土地の価格については、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により、評価を修正できることとなっています。



※ 固定資産税に関してご不明な点がありましたら、気軽に係までお問い合わせください。

●問合せ先 役場税務課賦課係
☎932-1151 内線135,136

固定資産税のしおり

固定資産税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます。)に、土地、家屋、償却資産を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

●固定資産税を納める人
固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。ただし、所有者として登記(登録)されている人が賦課期日に死亡している場合などには、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

●税額算定のあらまし
固定資産税は、次のような手順で税額が決定され、納税者に通知されます。

- ① 固定資産を評価し、その価格などを決定します。
- ② 固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。このようにして決定された価格や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録されます。
- ③ 課税標準額×税率1.4%＝税額となります。
- ④ 税額などを記載した納税通知書を納税者宛に通知します。

(財) 資産評価システム研究センター <固定資産税のしおり> 抜粋